

問1 聖武天皇の時代を中心に栄えた天平文化の特徴について、その背景や内容を正しく説明しているものはどれですか。（2017年 和歌山公立入試 類似）

- 遣唐使がもたらした唐の文化や、シルクロードを通じた西アジアなどの影響を受けた国際色豊かな文化である。
- 遣唐使の廃止に伴い、日本の風土や生活に合わせた、独自の国風文化が貴族の間で発達した。
- 力強い写実的な表現が特徴で、東大寺南大門の金剛力士像に代表されるような、武士の気風を反映した文化である。
- 江戸の町人を中心に広まった文化であり、浮世絵や見世物などが流行し、華やかな町人文化が形成された。

問2 律令国家の地方支配において、日本列島が多くの「国」に細かく区分されていた地理的状況を踏まえ、当時の行政運用の実態について述べた文を選びなさい。（2018年 奈良公立入試 類似）

- 中央政府からの命令を全国へ一貫して伝えるため、主要な道に駅を置き、国ごとに国府を設けて国司が実務にあたった。
- 各地方の境界線は明確ではなく、地域の有力者が地頭として独自の判断で境界を定めていた。
- 九州から東北まで、すべての地域に太政官の出張機関である八省の支局を置き、官僚が直接農作業を指導した。
- 国司は中央から派遣されるのではなく、その土地に古くから住む豪族が世襲でその地位を独占し続けた。

問3 飛鳥時代から奈良時代にかけて確立された律令制度のもと、中央政府から各諸国に派遣された地方官を何と呼びますか。なお、この役職は都の官吏が任命され、地方の有力豪族が任命される「郡司」を指揮する立場にありました。（2021年 静岡公立入試 類似）

- 国司
- 郡司
- 執権
- 防人

問4 奈良時代以降、人口の増加にともない口分田が不足し、班田収授法を維持することが困難になりました。これに対処するために出された、新しく開墾した土地の永年私有を認める法律を何といいますか。また、この法律が歴史に与えた影響について述べたものを選びなさい。（2018年 大阪公立入試 類似）

- 「墾田永年私財法」により、公地公民の原則が崩れ、貴族や寺院による荘園開発が進むきっかけとなった。
- 「三世一身の法」により、三代にわたる私有が認められたことで、口分田の返還が完全に行われなくなった。
- 「大宝律令」により、土地の売買が自由化され、農民が自らの土地を自由に処分できるようになった。
- 「新田開発令」により、すべての農民に新しい土地が平等に分配され、班田収授の仕組みが強化された。

問5 奈良時代、人口の増加によって公地公民の原則に基づく口分田が不足したため、政府は開墾を奨励しました。743年に出された、新しく開墾した土地を永久に自らのものにするのを認める法令の名称を答えなさい。（2019年 新潟県公立入試 類似）

- 墾田永年私財法
- 三世一身の法
- 班田収授の法
- 公地公民の制

問6 古代の租税制度について述べた次の説明のうち、全国各地から平城京に集められた「調」の説明として正しいものはどれか。（2021年 奈良公立入試 類似）

- 口分田の面積に応じて、収穫した稲の一部を地方の役所に納める。
- 都での労働の代わりとして、布を中央政府に納める。
- 九州北部の警備のために、防人として兵役につく。
- 各地の絹や魚といった特産品を、納税者が都まで運んで納める。

問7 710年に、唐の都である長安をモデルとして現在の奈良県に造られた、律令国家の政治の中心地となった都の名前を選びなさい。（2025年 福岡県公立入試 類似）

- 平城京
- 平安京
- 藤原京
- 難波京

問8 律令制のもとでは、政府が民衆を把握するために「戸籍」が作成され、それに基づき「口分田」が与えられました。この仕組みにおいて、収穫した稲の約3%を納める「租」のほかに、地方の特産物を納める税と、都での労役の代わりに布を納める税が課されました。これら二つの税の名称として正しい組み合わせを選んでください。（2025年 長野公立入試 類似）

- 調と庸
- 租と庸
- 防人と調
- 公事と夫役

## 答え合わせ・解説

|    |   |   |
|----|---|---|
| 問1 | <b>答え 1</b><br>遣唐使がもたらした唐の文化や、シルクロードを通じた西アジアなどの影響を受けた国際色豊かな文化である。     | 奈良時代の天平文化は、積極的な遣唐使の派遣によってもたらされた唐の高度な文化の影響を強く受けています。また、唐はシルクロードを通じて西アジアやインドとも交流があったため、当時の日本には遠くペルシャなどの文化も伝わりました。正倉院の宝物には、ササン朝ペルシャ風の文様が施された楽器やガラス製品などが残されており、この国際的な特徴を現代に伝えています。                    |
| 問2 | <b>答え 1</b><br>中央政府からの命令を全国へ一貫して伝えるため、主要な道に駅を置き、国ごとに国府を設けて国司が実務にあたった。 | 律令国家は、細かく分けられた各国の拠点に「国府」を置き、中央から派遣された国司がそこで政務を行いました。中央の太政官からの命令を迅速に伝え、地方の情報を吸い上げるために交通網も整備されました。なお、国司の下で実務を支えた郡司には現地の豪族が任命されましたが、国司自体は中央から派遣される官吏であり、世襲ではありません。                                   |
| 問3 | <b>答え 1</b><br>国司   | 律令国家において、全国は「国・郡・里（郷）」という行政単位に区分されました。中央政府（朝廷）の支配を全国に及ぼすため、都から派遣された官吏が「国司」です。国司は任期制で、地方の有力豪族から選ばれ終身官であった「郡司」を監督しながら、戸籍の作成や租税の徴収、裁判などの地方統治を担いました。  |
| 問4 | <b>答え 1</b><br>「墾田永年私財法」により、公地公民の原則が崩れ、貴族や寺院による荘園開発が進むきっかけとなった。       | 当初は「公地公民」を原則としていましたが、人口増による土地不足を解消するため、743年に「墾田永年私財法」が制定されました。これにより、自分で新しく切り拓いた土地は永久に自分のものにできるようになったため、財力のある貴族や寺院が大規模な開墾を行い、「荘園」と呼ばれる私有地が拡大することとなりました。その結果、土地を国が管理して配分する口分田の仕組みは次第に機能しなくなっていきました。 |
| 問5 | <b>答え 1</b><br>墾田永年私財法  | 人口増加に伴う土地不足を解消するため、政府は723年に「三世一身の法」を出して三世にわたる私有を認めましたが、期限が近づくと土地が荒廃するという問題が生じました。そこで743年にこの「墾田永年私財法」を制定し、開墾した土地を期限なく永久に私有財産にすることを認め、農地の拡大を図りました。  |
| 問6 | <b>答え 4</b><br>各地の絹や魚といった特産物を、納税者が都まで運んで納める。                          | 律令制度下の「調」は、地方ごとの特産物を都に届ける義務を指します。都の役人の給与や儀式の費用、国家の資材として利用されました。選択肢にある「稲の一部を納める」のは租、「労役の代わりの布」は庸、「九州北部の警備」は防人をそれぞれ指しており、制度ごとに納める品目や場所、目的が明確に区分されていました。   |
| 問7 | <b>答え 1</b><br>平城京  | 奈良時代の始まりにあたる710年に、元明天皇によって遷都されました。唐の国際的な文化を取り入れるため、その首都である長安を模して碁盤の目のように区画された都市計画がなされました。この都を中心に、天皇を頂点とする律令政治が展開されました。  |
| 問8 | <b>答え 1</b><br>調と庸  | 律令国家の税制では、6歳以上の男女に与えられた口分田に対して課される「租」のほかに、成人男性の負担として、地方の特産物を納める「調」と、年間10日の都での労役（歳役）に代えて布を納める「庸」がありました。また、これら以外にも九州北部の警備にあたる「防人」などの兵役も課されていました。  |